

マンション政策小委員会のとりまとめについて

国土交通省 住宅局 参事官（マンション・賃貸住宅担当）

1. はじめに

我が国におけるマンションストックは約704万戸にのぼり、国民の1割以上が居住する重要な居住形態となっている。一方で、マンションを巡っては、建物と区分所有者の「2つの老い」が進行し、建物・設備の老朽化、管理組合役員の担い手不足、建替え等の合意形成の困難さ等の課題が顕著になっている。

国土交通省では、こうした課題を踏まえ、マンション政策のあり方を検討するため、令和6年10月に、社会資本整備審議会住宅宅地分科会にマンション政策小委員会（以下「小委員会」という。）を設置し、以下の3つの観点を中心に議論を行った。

- ・マンション管理適正化を促す仕組みの充実
- ・多様なマンション再生のニーズに対応した事業手法の充実
- ・地方公共団体によるマンション管理適正化・再生円滑化への関与の強化・充実

小委員会は全4回開催し、第1回では地方公共団体から、第2回ではマンション関係団体からヒアリングを行った上で、第3回及び第4回では、とりまとめ（案）についての議論が行われた。とりまとめ（案）については、パブリックコメントを実施し、31の個人・団体から、計154件の意見が寄せられた。これらを踏まえ、小委員会における議論の結果として、マンションの新築から再生までライフ

サイクルを見通した、マンションの管理適正化・再生円滑化等を推進するための総合的な施策の方向性についてとりまとめを行い、令和7年2月12日に「社会資本整備審議会 住宅宅地分科会 マンション政策小委員会 とりまとめ」として公表した。

本稿では、とりまとめに示された「当面取り組むべき施策の方向性」を中心に、その前提となる現状認識や課題認識を含め、全体像を紹介する。

2. とりまとめの対象とするマンションについて

（1）マンションストックの状況

全国のマンションストック約704万戸のうち、築40年以上のいわゆる高経年マンションは、現在の約137万戸から10年後には約2.0倍の約274万戸、20年後には約3.4倍の約464万戸に増加することが見込まれている。また、築年数が経つほど高齢世帯主の住戸の割合が増える傾向にあり、高経年マンションでは、世帯主が70歳以上の住戸の割合が5割を超えており、高経年マンションでは、区分所有者の非居住化（賃貸化・空き住戸化）が進行しているが、新築時から投資目的で所有され、区分所有者が居住していない場合も存在する。

<図・社会资本整備審議会住宅宅地分科会 マンション政策小委員会>

社会资本整備審議会住宅宅地分科会 マンション政策小委員会**設置の趣旨**

- 我が国のマンションストックは約700万戸にのぼり、国民の1割以上が居住する重要な居住形態となっている
- 一方で、マンションを巡っては、建物と居住者の「2つの老い」が進行し、建物・設備の老朽化、管理組合の担い手不足、建替え等の合意形成の困難化等の課題が顕著になっていることから、マンションの維持管理や再生の円滑化等に向けた取組みの強化等、マンション政策のあり方を検討する必要がある

主な検討事項

- マンションの管理適正化を促す仕組みの充実に向けた方策について
- 多様なマンション再生ニーズに対応した事業手法の充実に向けた方策について
- 地方公共団体によるマンションの適正な管理や再生の円滑化等への関与の強化・充実に向けた方策について 等

スケジュール

令和6年11月7日に第1回を開催（全4回）し、令和7年2月12日にとりまとめを行った

委員等（順不同、敬称略）

- | | |
|---|---|
| ○ 斎藤 広子 横浜市立大学国際教養学部 教授 | (関係省庁)
国土交通省不動産・建設経済局 法務省民事局 |
| ○ 鎌野 邦樹 早稲田大学名誉教授
青柳 一彦 東京都住宅政策本部 技監
戎 正晴 弁護士・明治学院大学法学部 客員教授
江守 芙実 株式会社江守建築設計 代表取締役
坂井 文 東京都市大学都市生活学部 教授
田島 夏与 立教大学経済学部 教授 | (ヒアリング)
地方公共団体：東京都、横浜市、京都市
(一社) 不動産協会
(一社) マンション管理業協会
(一社) 日本マンション管理士会連合会
NPO法人 全国マンション管理組合連合会
(一社) マンション計画修繕施工協会 |

<図・マンション政策小委員会とりまとめ（概要）>

マンション政策小委員会とりまとめ概要

令和7年2月

背景

- マンションは国民の1割以上が居住する重要な居住形態
- 建物と区分所有者の「2つの老い」等が進行し、マンションの管理・再生の両面で課題が深刻化

方向性

新築から再生までのライフサイクル全体を見通して、管理・再生の円滑化等を実現

(1) マンション管理適正化を促す仕組みの充実**①管理計画認定制度の拡充等**

- 管理計画認定制度を拡充し、新築時に分譲事業者が管理計画を作成し、管理組合に引き継ぐ仕組みを導入すべき
- 管理計画認定を見える化するための措置を構成とともに、管理組合の意向に応じて管理に関する詳細な情報についても公表し、比較検討が容易となる仕組みを検討するべき

②管理業者管理者方式への対応

- 管理業者が管理者を兼ねる場合には、管理者受託契約に係る重要事項の区分所有者への説明や、自己取引や関連会社との取引を行おうとする際の区分所有者への事前説明を義務付ける等の措置を講ずるべき
- 当該方式において、監事として適正な業務を実施できるマンション管理士等の専門家の育成等を推進するとともに、相談窓口の強化を図るべき

(2) 多様なマンション再生ニーズに対応した事業手法の充実**①区分所有法の見直しへの対応**

- 分区所有法の見直しにより措置される予定の新たな決議について、安定的な事業遂行が可能となるよう、対応する事業手続を創設するべき
- これらの事業が着実に実行されるよう、ガイドラインの整備などの技術的支援や、成功事例の模範開示を図るとともに、専門家の育成を推進するべき

②多様な建替え等ニーズへの対応

- 隣接地や底地の権利者との合意形成を促進するための措置を講ずるべき
- マンション建替型総合設計制度について、容積率のほか、市街地景観に支障がない範囲で、斜傾斜限界等の高さ制限の特別措置を設けるべき
- 建替え等の事業手続を円滑に進めるための所要の措置を講ずるべき

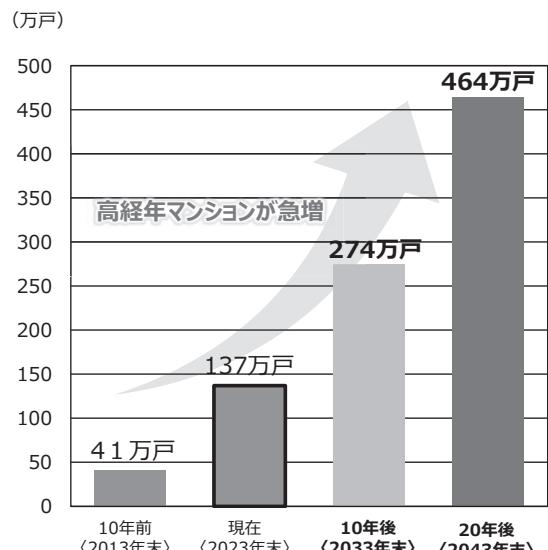
(3) 地方公共団体によるマンション管理適正化・再生円滑化への関与の強化・充実**①地方公共団体の権限強化**

- マンションの管理状況の把握や勧告後の対応を可能とするような仕組みの創設など、地方公共団体の権限を強化するべき
- 外壁剥落等の危険なマンションに対して、建替え等を行うことについて、地方公共団体から能動的に関与できるよう、地方公共団体の権限を強化するべき

②地方公共団体をはじめとした地域全体で支援を行う体制の強化

- 地方公共団体の担当者向けの研修など、地方公共団体の体制の強化に向けた支援を行べき
- マンションの管理組合への支援を行う民間団体を登録できる仕組みを導入するとともに、関連する専門家の育成を推進し、地域全体で管理組合を支援する体制の強化を図るべき

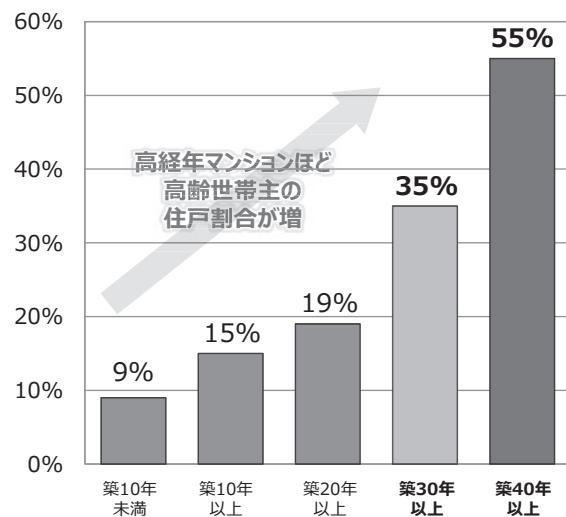
＜図・築40年以上のマンションストック数の推移＞



※（ ）括弧内は築40年以上となるマンションの築年を示す。
※ 建築着工統計等を基に推計した分譲マンションストック戸数及び国土交通省が把握している除却戸数を基に推計。

外壁剥落など構造躯体の著しい劣化や火災安全性不足、配管設備腐食等により、修繕等では機能の回復が困難であると考えられるマ

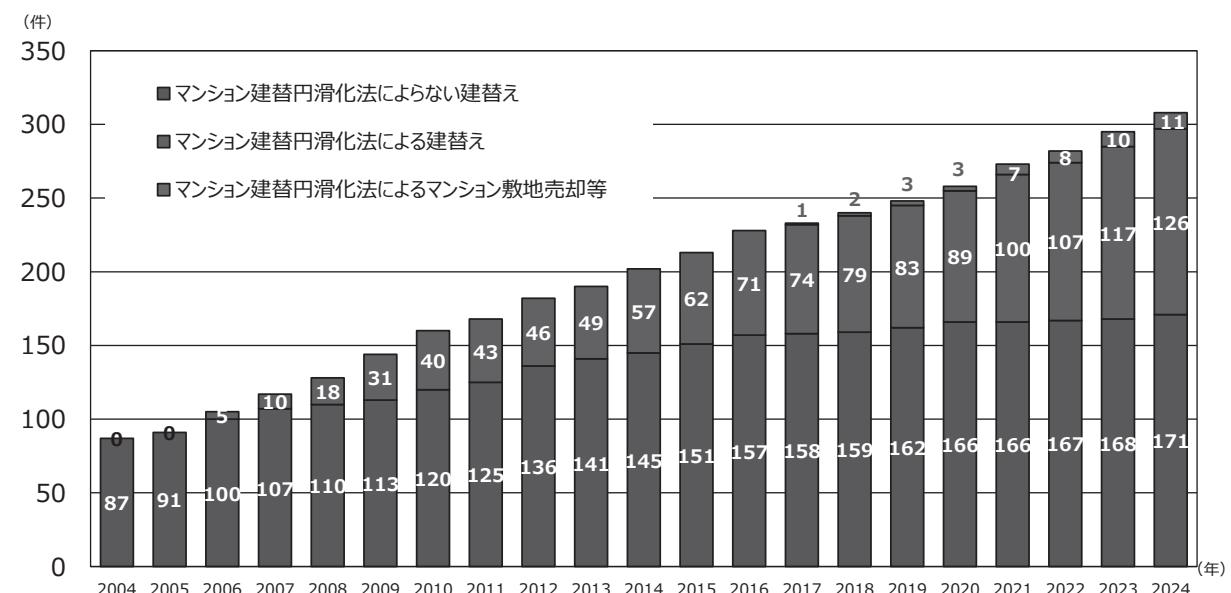
＜図・世帯主が70歳以上の住戸の割合＞



(出典) 令和5年度マンション総合調査

ンションが一定数存在するが、現状、マンションの建替えの実績は297件、敷地売却の実績は11件に留まっている。

＜図・マンション建替え等の実施状況＞



※ 国土交通省による、地方公共団体等向けの調査をもとに国土交通省が集計
※ マンション建替円滑化法による建替え：建替え後のマンションの竣工
マンション建替円滑化法によらない建替え：建替え後のマンションの竣工
マンション建替円滑化法による敷地売却等：マンション及び敷地の売却（マンション建替円滑化法による事業：9件、マンション円滑化法によらない事業：2件）
※ 2004年、2005年は2月末時点、2006年、2007年は3月末時点、他は各年の4月1日時点の件数を集計
※ 阪神・淡路大震災、東日本大震災及び熊本地震による被災マンションの建替え（計115件）は含まない

(2) マンションストックの特殊性

マンションは私有財産の集合体であり、その管理の主体は、あくまでマンションの区分所有者で構成される管理組合であることから、管理組合及び区分所有者は自らの責務を認識し、その役割を果たすよう努める必要がある。近年は、区分所有者の非居住化が進んでいるが、居住していない場合であっても、区分所有者は所有していることに対する責任を果たすよう努める必要がある。

一方で、マンションの所有形態は一つの建物を複数人で所有する区分所有という特殊な形態であることから、管理や建替え等の実施に係る意思決定には、価値観、経済力、所有目的等が異なる区分所有者間の合意形成を必要とする困難さがある。加えて、区分所有者の多くは、マンションの管理や建替え等に必要な法律・技術上の専門的知識や経験を必ずしも有しておらず、管理組合の役員も短期間で交代する場合が多いなど、管理組合による自主的な取組に委ねるだけでは、必ずしも適

＜図・行政代執行により除却をしたマンションの事例＞



- 1972年竣工 鉄骨造／地上3階・9戸
- 2010年 建築基準法に基づく勧告
- 2013年 所有者に改善指導書送付
- 2018年 空き家対策特別措置法の特定空き家に指定
- 2019年 所有者に対して解体命令
- 2020年 行政代執行（解体工事費1.18億円）

切な対応が期待できない。

また、適正な管理が行われない場合、戸建て住宅に比べ、その規模ゆえに周辺の居住環境に与える影響が大きく、看過できないほどの外部不経済を発生させるような状況に至った場合には、行政代執行による対応など地方公共団体にも膨大な財政負担等を生じさせるおそれがあるといった特殊性を有する。

3. マンションを巡る現状・課題と当面取り組むべき施策の方向性について

上記のように、急速に高経年マンションが増加する中、建物と区分所有者の「2つの老い」等が進行しつつあり、マンションの管理・再生の両面で課題が深刻化している。これらの課題に対応するため、令和2年6月、マンション管理計画認定制度（以下「管理計画認定制度」という。）の創設や要除却認定の対象拡充、マンション敷地分割事業の創設などを主な内容とするマンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「マンション管理法」という。）及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下「マンション建替法」という。）の改正が行われたところである。さらに、国土交通省では、令和4年10月から、「今後のマンション政策のあり方に関する検討会」を開催し、マンションの管理・修繕、再生のための施策の方向性について、総合的に検討を行った上で、標準管理規約の改正や「マンションにおける外部管理者方式等に関するガイドライン」の策定など施策の具体化を進めてきた。

こうした近年の動向も踏まえつつ、深刻化する課題に対応し、良好な居住環境の確保を図るために、新築から再生までのライフサイクル全体を見通して、マンションの管理適

正化・再生円滑化等を図ることが必要である。管理組合や区分所有者に果たすべき責務があることや、マンションは周辺の居住環境に与える影響が大きい社会的な資産としての側面があることを踏まえ、管理組合や区分所有者の責務に対する意識を向上させる取組を推進しつつ、当面取り組むべき施策を検討した。

(1) マンションの管理適正化を促す仕組みの充実

①管理計画認定制度の拡充等

マンションの管理水準の維持・向上を図るとともに、将来の管理不全を防止するためには、適正な管理を行うマンションが評価される仕組みを通じて、管理組合による適正な管理に向けた自主的な取組を誘導するとともに、その取組を持続させることが重要である。令和2年の改正マンション管理法により、管理計画認定制度が創設され、令和4年4月の施行以降、認定実績は令和6年12月末時点で1,642件となっており、堅調に件数が増加しているものの、マンションストック戸数の約3%に留まっており、マンション全体の管理水準を向上させ、その水準を維持するためには、管理計画認定制度をより確実に普及させる必要がある。また、既存のマンションでは、適切な大規模修繕工事の実施に向け、修繕積立金の引上げを目指すも、区分所有者の合意が得られず、決議に至らないケースも存在する。

マンションの適正管理を促すためには、新築時より適切な修繕積立金の額を設定し、その内容を区分所有者がよく認識した上で、適切な管理や修繕に誘導していくことが重要である。こうした考え方のもと、地方公共団体からも管理計画認定の改善点として「新築のマンションも対象にする」という意見が最も多くなっている。

これを踏まえ、とりまとめでは、管理計画認定制度を拡充し、分譲事業者に対しても適切な管理計画の作成を誘導し、管理組合に引き継ぐことを確保する仕組みを導入するべきとされている。また、一部の地方公共団体においては、管理計画認定を取得したマンションに対して、エントランスに掲示できる認定証やステッカーを発行する等の取組が進められているなど、管理計画認定を見える化するための措置が講じられている。とりまとめでは、管理水準の高いマンションの資産価値が適正に評価・選好される市場環境整備を図るためにも、国としても見える化するための措置を講じるべきとされている。

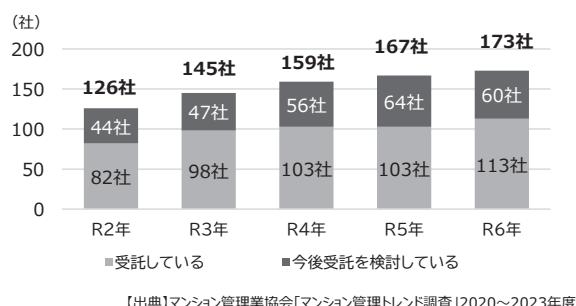
さらに、小委員会では、長期修繕計画や修繕積立金の額、過去の修繕履歴等のマンションの管理情報を公表し、それらの情報が市場で評価されるための仕組みを整備すべきとの議論があった。これを踏まえ、とりまとめでは、管理組合の意向に応じて、マンションの管理情報について公表し、マンションの購入希望者等が比較検討を容易に行うことができる仕組みを検討するべきとされている。また、併せて「長期修繕計画作成ガイドライン」や「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」等についても、必要な更新・見直しを行い、区分所有者や購入希望者等の適切な判断を可能とするような情報整備を行うとともに、これらの情報をわかりやすく発信し、長期修繕計画や修繕積立金等の意義や必要性等についても理解を促していくべきとされている。

②管理業者管理者方式への対応

マンションの区分所有者の高齢化等を背景に管理組合役員の担い手不足が課題となっており、近年、マンション管理業者を管理組合の管理者として選任する管理業者管理者方式

が増加している。一般社団法人マンション管理業協会の調査によると、調査対象であるマンション管理業者350社のうち、当該方式を「受託している」又は「今後受託を検討している」と回答したのは、173社となっている。

＜図・管理業者による外部管理者の受託状況＞



当該方式の導入には、区分所有者の負担軽減につながること等のメリットがある一方で、マンション管理業者が管理事務の発注者と受注者の立場を兼ねることとなり、また、維持・修繕工事等について、管理者たる管理業者やその同一グループの業者が受注者となる場合があるため、運営方法によっては、管理組合とマンション管理業者の利益相反の発生等が生じるおそれがあること等のデメリットもある。令和6年6月に「マンションにおける外部管理者方式等に関するガイドライン」を策定した一方で、現行のマンション管理法上、マンション管理業者が管理者事務を行う場合について特段の規定は設けられていない状況である。当該方式の導入にあたっては、メリット・デメリットを踏まえた検討が必要であり、導入が決定した場合についても、マンションの管理の主体は区分所有者から構成される管理組合であることを踏まえ、管理者の選任や業務の監督等を適正に行うことができるような環境整備や、区分所有者が適切に判断し、意向を確認できる環境整備することが重要である。

これを踏まえ、とりまとめでは、マンション管理業者が管理事務を受託している管理組合から管理者として選任される場合については、管理者受託契約に係る重要事項の区分所有者への説明や、自己取引や関連会社との取引を行おうとする際の区分所有者への事前説明を義務付ける等の措置を講じるべきとされている。

また、当該方式においては、管理者の業務執行に対する監督の職責が監事に集中する可能性があり、監事に期待される役割が質的にも量的にも増大する可能性がある。これを踏まえ、とりまとめでは、区分所有者に加え、マンション管理士のほか、弁護士、公認会計士等の外部専門家を選任することが望ましいとされるとともに、マンション管理士が監事となった場合の責任を明確にした上で、適正な業務を実施することのできるマンション管理士等の専門家の育成等を推進するべきとされている。

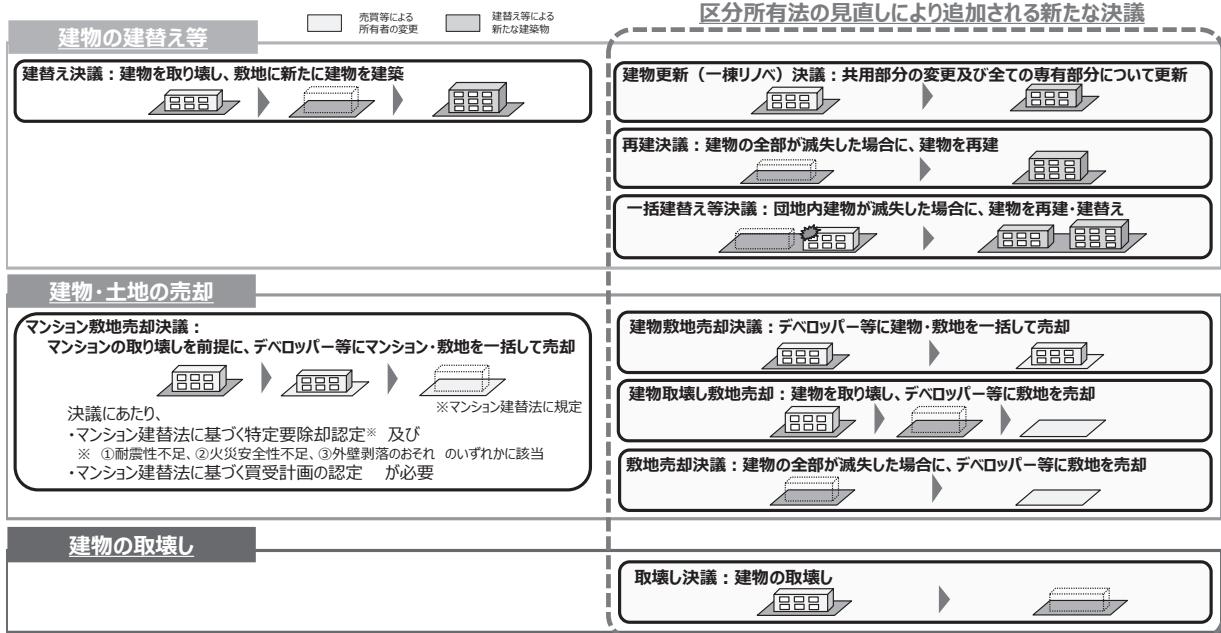
さらに、管理業者管理者方式が増加し、トラブル等も増加する可能性があることを踏まえ、区分所有者や管理組合からの相談窓口の強化を図るべきとされている。

(2) 多様なマンション再生のニーズに対応した事業手法の充実

①区分所有法の見直しへの対応

大都市の郊外や地方部においては、事業性の確保の観点から、建替え事業を進めることができ困難な傾向にあり、こうした建替えが困難なマンションでも再生を進めるためには、再生手法の選択肢を広げることが必要である。建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有法」という。）の見直しにより、一棟リノベーション、建物・敷地の一括売却、取壊しなど、多様な再生ニーズに対応した新たな決議の創設が予定されている。

<図・現行の決議と区分所有法の見直しにより追加される決議>



これを踏まえ、とりまとめでは、区分所有法の見直しにより措置される予定の一棟リノベーション等に対応した新たな決議についても、安定的な事業遂行が可能となるよう、対応する事業手続を創設するべきとされている。その他にも、区分所有法の見直しを踏まえた対応として、マンション敷地売却決議の対象が特定要除却認定及び買受計画の認定を受けたマンションに限定されなくなることに対応した事業手続の見直しや、管理組合法人の設立等に係る決議の要件緩和、建替え決議等の要件緩和等に対応した事業組合の設立要件や権利変換計画の決議要件、マンション敷地分割決議の見直しのように、現行の事業手続について見直しを行うべきとされている。

また、区分所有法の見直しにより、建替え決議等がされた場合に金銭補償により賃貸借等を終了させる制度が創設されることが予定されていることを踏まえ、現行の売渡し請求と同様に、事業円滑化の観点から、区分所有者に限らず事業組合も当該請求ができるよう

に措置するとともに関連する事業手続の見直しを行うべきとされている。

さらに、上記の見直しにより、マンションの再生等の事業が着実に遂行されるよう、運用面においても、ガイドラインやマニュアル等を整備し、成功事例の横展開を図るべきとされるとともに、地域の状況や、マンションの規模・立地、区分所有者の経済状況等を踏まえて、総合的に長寿命化手法や再生手法を判断し、区分所有者を支援できる専門家の育成を推進すべきとされている。

その他、事業が着実に遂行されるためには、事業に要する費用を確保するための施策も必要となる。とりまとめでは、解体費用の確保手法について検討を行うべきとされるとともに、一棟リノベーション等に対応する融資制度を創設するなど、資金調達手段を拡充することにより事業の円滑化を図るべきとされている。

②多様な建替え等のニーズへの対応

①に加え、主にデベロッパー等の事業者から、現行の制度についても見直しの要望があったこと等を踏まえ、とりまとめでは、建替え等を更に円滑に進めるための措置も講じるべきとされている。例えば、容積確保のための隣接地を取り込む建替えや、借地権型マンションから所有権型マンションへの建替えについては、一定のニーズがあるものの、隣接地や底地の権利者の協力を得ることが困難な場合があることが指摘されていた。これを踏まえ、とりまとめでは、隣接地や底地の所有権等について、建替え等の後のマンションの区分所有権等への権利変換を可能とするなど、関係権利者との合意形成を促進するための措置を講ずるべきとされている。

また、マンション建替法では、耐震性不足等の要除却認定マンションの建替えをする場合には、市街地環境に支障がない範囲で容積率の緩和措置が認められているが、容積率の緩和を行ったとしても、斜線制限等の高さ制限への抵触により、建替え等が困難となっている場合に対応するために、市街地環境に支障がない範囲で、当該制限についても特例措置を設けるべきとされている。

さらに、建替え後のマンションの住戸面積基準（原則50m²以上）により、区分所有者の費用負担が増加しているケースもあるとの指摘があった。これを踏まえ、住生活基本計画の見直しに向けた検討状況も踏まえ、建替え等の後の住戸面積基準について、世帯人数の減少に応じた見直しを検討するべきとされている。

その他、小委員会では、建替え参加者の引っ越しの負担軽減の観点等から非現地の建替えを推進することや、建築基準法に基づく一団地認定等に係る手続といったように関連法における手續が建替えにおいてボトルネック

になっていることについても議論があった。非現地の建替えについては、マンション敷地売却事業等の現行制度を有効に活用することで、これらの建替えを円滑に進めるための方策を検討するべきとされており、関連法における手續については、実態の把握を行った上で、建替え等の事業円滑化のために必要な対応を検討するべきとされている。

(3) 地方公共団体によるマンション管理適正化・再生円滑化への関与の強化・充実

①地方公共団体の権限強化

適正な管理・再生が行われず、管理不全化が進行すると、居住者のみならず、周辺の居住環境にも大きな悪影響が生じるおそれがあり、その対応には膨大な財政負担等が必要となる。実際に令和2年に行行政代執行により除却した滋賀県野洲市のマンション（3階建て、9戸）では、解体工事費に約1.18億円を要した。財政負担としては、解体工事費に加え、行政代執行に至るまでの行政コストや代執行に要した費用の徴収に要する行政コストも含まれる。また、そうした管理不全マンションにおいては、自力での再生が困難となっていることが考えられる。マンションの管理の主体は管理組合であるものの、管理組合による管理のみでは一定の限界があることから、地方公共団体等の関与により、管理適正化等を図ることが重要である。

令和2年の改正マンション管理法により地方公共団体による管理適正化のための助言・指導・勧告が可能となった。令和6年6月時点で、指導・助言の実績は9団体で35件となっており、勧告の実績は0件となっている。管理不全マンションへの対応については、管理不全化を予防することが重要であり、管理不全の兆候が見られる段階から必要な対応を促すことが効果的である。マンションの管理

が適切に行われているか否か、管理不全の兆候が見られるか否かを判断するためには、管理組合の運営状況等を把握することが必要であり、一部の地方公共団体ではアンケート調査や条例に基づく届出制度による実態把握が進められている。他方、調査に非協力的なマンションも一定数存在しており、こうしたマンションの実態把握が課題となっている。また、マンション建替法では、要除却認定制度により、耐震性が不足する等の除却の必要性のあるマンションについて、区分所有者による建替え等を誘導してきた。先導的な自治体においては、外観調査等により把握した要支援マンションに対して専門家を派遣すること等を通じて、能動的に再生等を推進する取組が実施されているところであるが、外壁剥落等が発生するおそれの高い危険なマンションに対して、現状、地方公共団体から能動的に建替え等を働きかける制度上の仕組みは設けられていない。

これを踏まえ、とりまとめでは、地方公共団体でマンションストックの状況等を踏まえて進められている創意工夫のある取組を前提として、地方公共団体の政策手段を増やすため、マンションの管理状況の把握や勧告後の対応を可能とする仕組みの創設など、地方公共団体の権限を強化するべきとされている。さらに、管理が適正化されず、外壁剥落等が発生するおそれが高い危険なマンションに対しては、その状況に応じて、建替え、一棟リノベーション、建物・敷地の一括売却、取壊し等を行うことについて、地方公共団体から能動的に関与できるように地方公共団体の権限を強化するべきとされている。

その他、区分所有法の見直しにより、管理不全専有部分等について利害関係人の請求により、裁判所の関与の下、財産管理人を選任することができる制度が創設される予定であ

るが、申立権者が利害関係人に限定されていることを踏まえ、公益的な必要性が認められる場合は、地方公共団体が積極的に当該制度を活用できるようにするべきとされている。

②地方公共団体をはじめ地域全体で支援を行う体制の強化

「2つの古い」等が進行する中、①のような管理不全マンションへの対応を含め、マンションの管理適正化・再生円滑化に向けて、地方公共団体に期待される役割が大きくなっているものの、多くの地方公共団体では、マンション政策の専任担当者が配属されていない状況である。国土交通省の調査によると、マンションストック数の約8割を占める177の地方公共団体のうち、1人以上の専任担当者を配置している団体の割合は約18%に留まる。一部の地方公共団体では、マンションの実態を把握し、管理適正化等に向けた合意形成等に能動的に関与していくため、マンションの管理組合への支援を行う民間団体（各都道府県のマンション管理士会やマンション管理組合団体等）と連携した取組が進められている。マンションの管理について十分な知識を有し、マンションの管理組合への支援を行う民間団体は全国に存在しているため、これらの団体の活動を促進するとともに、地方公共団体との連携を強化することで、取組体制の強化を図ることが必要である。

これを踏まえ、とりまとめでは、ガイドライン・マニュアルや取組事例集等を整備するとともに、地方公共団体の担当者向けの研修を行うなど、地方公共団体の体制の強化に向けた支援を行うべきとされている。さらに、地方公共団体とマンションの管理組合への支援を行う民間団体との情報共有を円滑化し、連携を強化するため、地方公共団体がこれらの民間団体を登録できる仕組みを導入すると

とともに、マンションの管理等に関連する専門家の育成を推進し、地域全体でマンションの管理組合を支援する体制の強化を図るべきとされている。

4. おわりに

令和7年2月12日とりまとめが公表された後、同月17日の社会資本整備審議会住宅宅地分科会において、とりまとめの報告が行われた。また、同年3月4日には、とりまとめの内容を踏まえ、区分所有法、マンション管理法及びマンション建替え法等の改正を内容とした「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、今通常国会に提出されたところである。また、制度の見直しにあたっては、関係団体等が十分な準備を行うことができるよう、徹底した周知等に取り組むこととしている。

その他、とりまとめに限らず、「今後のマンション政策のあり方に関する検討会 とりまとめ」(令和5年8月)において、位置づけられた内容についても並行して必要な検討を行う必要がある。今後も、関係省庁及び関係団体等と連携して、将来世代に優良なマンションストックを引き継いでいくことができるような政策を推進していく。